

使用開始日 : 2012.06.16

## アムンディ・ りそなウーマンJファンド

追加型投信／国内／株式

【愛称:Love Me! PREMIUM(ラブ・ミー! プレミアム)】



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・りそなウーマンJファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年6月15日に関東財務局長に提出しており、平成24年6月16日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には約款の主な内容が含まれてますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

### ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型投信	国内	株式	その他資産 (投資信託証券(株式))	年2回	日本	ファミリーファンド

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

#### ■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日:1971年11月22日

資本金:12億円(2012年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:

1兆3,793億円(2012年3月末現在)

#### ■ 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社 りそな銀行

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

#### ■ <ファンドに関する照会先>

**アムンディ・ジャパン株式会社**

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ● ファンドの目的

ファンドは、主として「アムンディ・ウーマンJマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます)」への投資を通じて、中長期的な信託財産の成長を目指に運用を行います。

## ● ファンドの特色

### 1 女性の視点で「女性力企業」を発掘

「女性力企業」は、今後の商品サービス市場の拡大を享受できると考えられています。女性の運用チームが担当し、女性の視点で「女性力企業」を発掘し、運用を行います。

#### 「女性力企業」とは?

##### ● 女性が活躍する企業

- ・役職登用、女性の雇用に積極的であるなど女性が能力を発揮している企業
- ・子育て支援、産休復帰支援など、女性の働きやすい環境・制度を提供している企業

##### ● 女性向けに商品・サービスを提供する企業

- ・主として女性マーケットを持つ企業
- ・女性をターゲットにした商品・サービスを展開している企業

ファンドでは、2つの観点から「女性力企業」を選定し、投資します。

◆ファンドは、ファミリーファンド方式で運用いたします。実質的な運用は「アムンディ・ウーマンJマザーファンド」で行います。マザーファンドについては、<アムンディ・ウーマンJマザーファンドの概要>をご覧ください。

### 2 日本株式に投資

女性の活躍による経済の活性化から、恩恵を受ける日本企業に投資します。日本株式への投資で中長期的な成長を目指します。

◆ファンドは、日本株式等に直接投資することもあります。

### 3 決算は年2回

決算は3月、9月の各15日(休業日の場合は翌営業日)に行います。株式の値上がり益等から、原則として年2回の分配を目指します。

\*分配金は、株価や配当などの影響を受けて変動します。

●分配対象額は、経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。

●分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合もあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

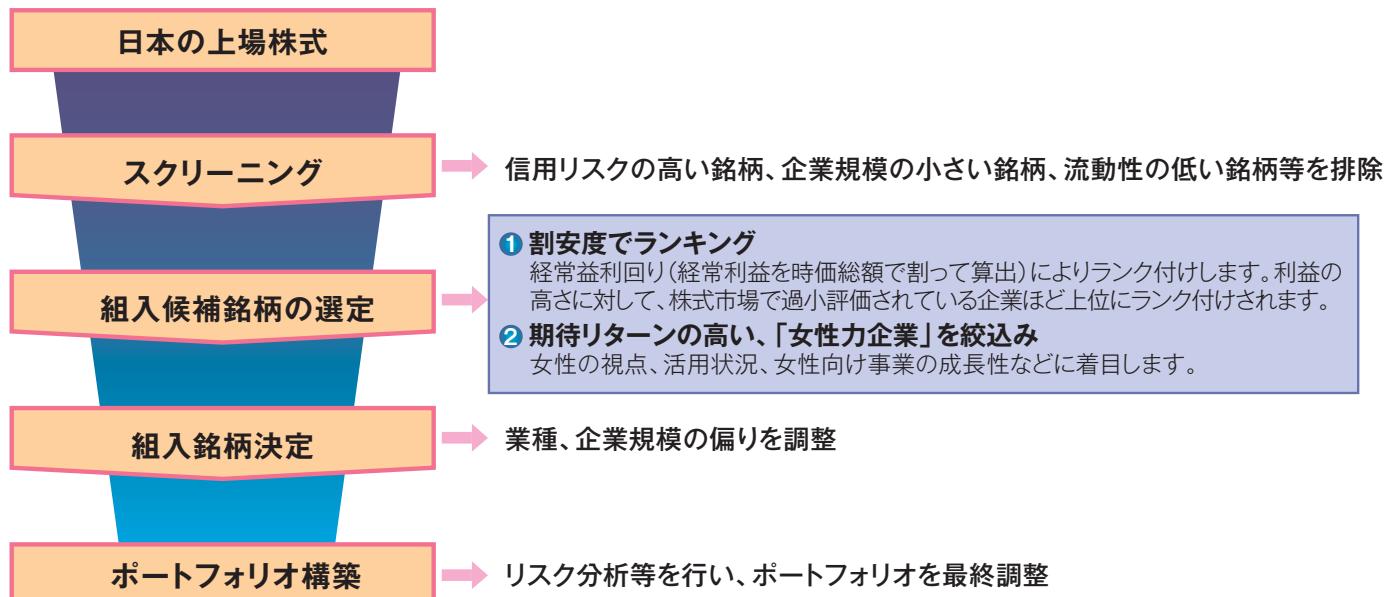
●収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## <アムンディ・ウーマンJマザーファンドの概要>

- ファンドの銘柄の選定、運用にあたっては、女性プロフェッショナルを主力とする運用チームが担当します。
- わが国の金融商品取引所上場企業で割安と判断される銘柄のうち「女性力企業」という視点を加えて、組入候補を選定します。
- 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。また、外貨建資産への投資は行いません。

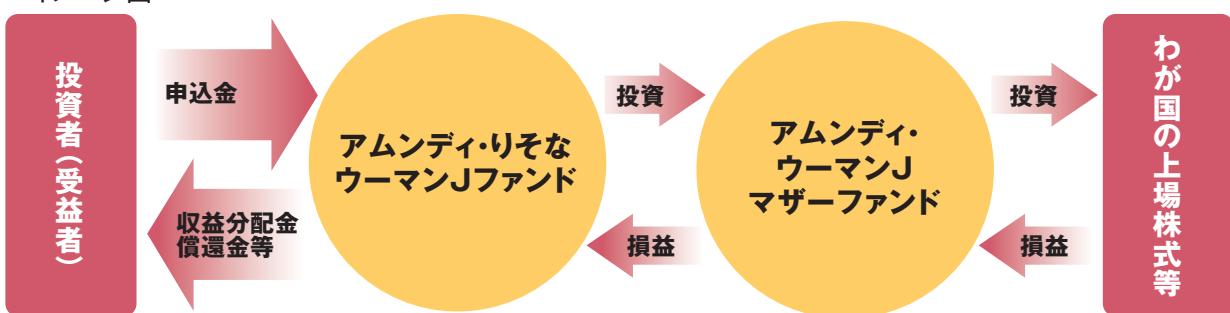
### <運用プロセス>



## ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式で運用します。

### <イメージ図>



## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。** ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。** ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

### ① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

### ② 流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

### ③ 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合、もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が下落することがあります(ゼロになる場合もあります。)。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

### ● 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### ● ファンドの繰上償還

ファンドは、信託財産の純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることができます。

### ● ファミリーファンド方式の留意点

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを他のファンド(ベビーファンド)が投資対象としている場合、当該他のファンドにおいて購入または換金等に伴う資金変動等があり、その結果として当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が隨時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

# 運用実績

## 基準価額・純資産の推移・分配の推移

2012年3月30日現在



### 騰落率(%)

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
騰落率(%)	3.49	17.29	14.57	3.55	23.05	-47.23

※騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。

## 主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄および組入上位10業種はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

### 資産配分

資産	純資産比(%)
国内株式	96.64
現金・他	3.36

※比率は純資産総額に対する  
実質組入割合です。

### 組入上位10銘柄

銘柄名	業種	純資産比(%)
1 日立製作所	電気機器	4.49
2 セブン&アイ・ホールディングス	小売業	4.33
3 T&Dホールディングス	保険業	3.71
4 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.44
5 大和ハウス工業	建設業	2.68
6 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.65
7 三井物産	卸売業	2.59
8 野村不動産ホールディングス	不動産業	2.53
9 しまむら	小売業	2.45
10 東日本旅客鉄道	陸運業	2.44

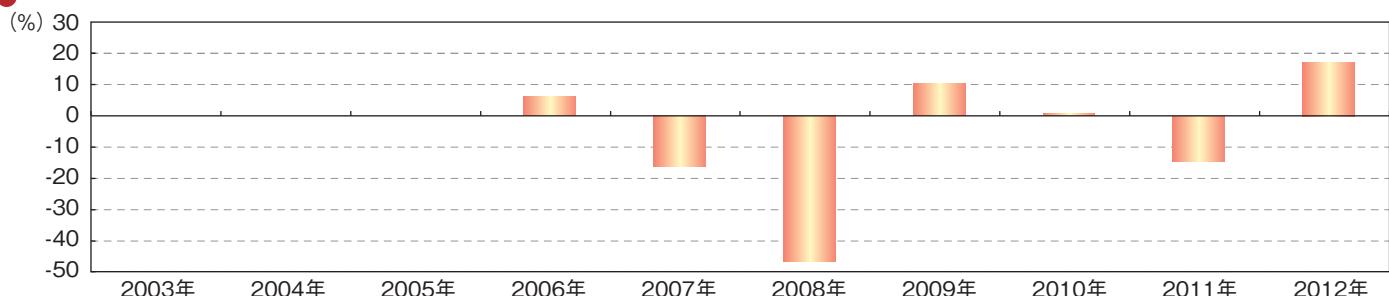
※比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

### 組入上位10業種

業種	純資産比(%)
1 電気機器	12.53
2 化学	9.22
3 情報・通信業	9.21
4 輸送用機器	9.04
5 銀行業	8.96
6 小売業	8.54
7 卸売業	5.33
8 食料品	5.28
9 医薬品	5.10
10 陸運業	4.88

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

## 年間收益率の推移



※年間收益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

※ファンダにはベンチマークはありません。

※2006年は設定日(6月30日)から年末までの騰落率、2012年は年初から3月30日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

## 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時※までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	平成24年6月16日から平成25年6月14日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、金融商品市場における取引の停止、換金の申込の合計がその換金申込受付日における受益権総口数の10分の1を超える場合等、一定の場合に換金の制限がかかる場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	無期限とします。(設定日:平成18年6月30日)
繰上償還	委託会社は、信託財産の純資産総額が10億円を下回った場合または信託を終了させることが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年2回決算、原則毎年3月15日および9月15日とします。当該日が休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年2回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合、税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	3,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年3月および9月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除および益金不算入制度が適用される場合があります。

※ 上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものと当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

# ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

### <投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は <b>3.15% (税抜3.00%)</b> です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

### <投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し <b>年率1.785% (税抜1.700%)</b> を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。			
	(信託報酬の配分)	(年率)		
	販売会社ごとの純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	0.903% (税抜0.86%)	0.798% (税抜0.76%)	0.084% (税抜0.08%)	
100億円超200億円以下の部分	0.798% (税抜0.76%)	0.903% (税抜0.86%)	0.084% (税抜0.08%)	
200億円超の部分	0.693% (税抜0.66%)	1.008% (税抜0.96%)	0.084% (税抜0.08%)	
(支払方法) 毎計算期間末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。				
◆上記の運用管理費用(信託報酬)は本書作成日現在のものです。				
信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。 有価証券売買時の売買委託手数料などの諸費用がかかります。 ※その他の費用・手数料の合計額は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。				

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

◆上記は、平成24年3月末現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。  
なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

